農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年 11 月 17 日

広島県知事　湯﨑　英彦

記

農事組合法人笹谷畜産組合
　広島県庄原市高野町上湯川578番地
農事組合法人広島農産物生産組合
　広島県竹原市東野町1417番地13
平林農事組合法人
　広島県安芸高田市向原町坂3100番の３
農事組合法人あけぼの農園
　広島県世羅郡世羅町大字京丸777番地85
農事組合法人サンフルーツせら
　広島県世羅郡世羅町大字徳市587番地１
農事組合法人安浦椎茸生産組合
　広島県呉市安浦町大字中畑字立小路517番地の３
農事組合法人スイートピー能美島
　広島県江田島市沖美町是長934
農事組合法人庄原市酪農協業組合
　広島県庄原市一木町506番地
農事組合法人向島花卉園芸農園
　広島県尾道市向島町立花1540番地
農事組合法人大山きのこ産業
　広島県庄原市西城町三坂132番地68
農事組合法人庄原
　広島県庄原市川北町1251番地
農事組合法人菜のこファーム
　広島県世羅郡世羅町大字田打413番地６
農事組合法人七塚フルーツの里
　広島県庄原市七塚町907番地
農事組合法人広島県同和畜産事業組合
　広島県呉市山手二丁目13番５号
農事組合法人遊牧園
　広島県福山市引野町字東沖浦山654番地122

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十七日

北海道函館市浅野町五番１号
有限会社澤株木工製作所
清算人　澤株真佐美

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十七日

北海道北見市寿町五丁目二番四号
合同会社ヨシダ
清算人　吉田　征夫

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十七日

北海道北見市相内町一六四番地
有限会社アゾマ
清算人　東　秀明

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十七日

札幌市豊平区月寒西三条十丁目二番三八―七〇二号
合同会社ヒヌケー技建
清算人　根本　裕幸

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十七日

岩手県久慈市小久慈町第三六地割二五番地
三九
陸中観光株式会社
代表清算人　鹿糠　幸司